

## 独立行政法人北方領土問題対策協会 嘱託募集要項

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「当協会」という。）では、嘱託の募集を行います。

### 1. 当協会の業務内容

当協会では、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。）に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的に、次のような業務を行っています。

- 国民世論の啓発を行うこと
- 北方四島との交流事業を行うこと
- 調査研究を行うこと
- 北方領土元居住者の援護を行うこと
- 北方地域旧漁業権者等に対し融資を行うこと

### 2. 募集職種

嘱託 ※ 非正規雇用の採用になります。

### 3. 募集人数

1名

### 4. 勤務場所

独立行政法人北方領土問題対策協会 東京事務局  
東京都台東区北上野1-9-12 住友不動産上野ビル9階

### 5. 職務内容

北方四島在住ロシア人との交流事業に関する業務

【具体的な業務例】

○ロシア語を使用した業務

- ・ 書簡のロシア語への翻訳
- ・ 北方四島との連絡調整（メール及び電話）
- ・ 名簿等の翻訳、作成
- ・ 北方四島側からの書簡の日本語への翻訳

○ロシア語を使用しない交流事業に関する事務補助

※その他、常勤職員の事務補助全般の業務を行っていただきます。

また、必要に応じて出張業務をお願いすることもあります

## 6. 応募条件等

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) PC操作が可能な方（ワード、エクセル等）
- (3) ロシア語の出来る方（日常的な会話、読み書きが出来る程度）
- (4) 健康状態が良好な方
- (5) 積極的に業務に取り組む意欲のある方

## 7. 雇用期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## 8. 勤務日、勤務時間、休暇

- (1) 勤務日  
週5日（月曜日～金曜日）  
休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 勤務時間  
原則として、9時15分～17時45分  
（12時15分～13時00分までの45分間は休憩時間）
- (3) 休暇  
年次有給休暇10日（半年経過後に付与。再雇用時に繰越し可）

## 9. 給与等

- (1) 月給  
274,680円～333,480円（学歴・職歴等により勘案）
- (2) その他手当  
通勤手当（実費：上限1か月当たり55,000円、通勤定期の場合は、原則6か月分の定期料金を支給）
- (3) 支給日  
原則、毎月16日  
※給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給

## 10. 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

## 11. 身分・服務

当協会嘱託規程を適用（非常勤）

## 1 2. 応募方法

### (1) 提出書類

- ・履歴書（本募集要項に添付の所定様式によること）
- ・職務経歴書（職務経験がある方）

### (2) 提出方法

郵送

（封筒の表に朱書で「嘱託応募書類在中」と記載してください。）

### (3) 送付先

〒110-0014

東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル9階  
独立行政法人北方領土問題対策協会 総務課 宛

### (4) 提出締切り

平成30年3月7日（水）17時00分まで必着（持込み不可）

## 1 3. 選考方法

応募締め切り後、書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）の対象となられた方のみ、ご連絡させていただきます。

※面接は、3月12日（月）を予定しています。

※応募された方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学歴、職歴等の個人に関する情報（以下「個人情報」）は今回の公募のみに使用する目的で収集するもので当協会の責任の下、厳重に管理します。また、不採用になられた方の個人情報は、当協会の責任において、適切に破棄・消去します。

## 1 4. お問い合わせ

独立行政法人北方領土問題対策協会

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号

住友不動産上野ビル9階（担当者：梶原、神郡）

TEL: 03-3843-3630 FAX: 03-3843-3631

URL: <https://www.hoppou.go.jp>

※協会の概要を紹介したパンフレットは、こちらをご覧ください

<https://www.hoppou.go.jp/objects/about-up2017.pdf>